

横川中学校いじめ防止基本方針

八王子市立横川中学校
校長 木暮 恵一郎
生活指導部

全ての生徒が安心して楽しい学校生活をおくり、居心地のいい横川中学校にするために

1 いじめに対する基本方針

いじめは、人の心や体を深く傷つける許されない行為である。平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義に即し、すべての生徒が安心して学校生活をおくることができるために、「いじめはどの生徒にも、どの学校、学級、集団においても起こりうる」という認識に立ち、全教職員が一丸となり、「いじめは絶対に許さない」という態度で教育活動に取り組む。

2 未然防止に向けて

- ① 生徒・保護者から直接声を聴く面談を年3回実施する。【5月に二者面談、夏休み・12月の2回三者面談】年間3回以上のいじめアンケートを実施し、生徒の心の変化を早急に把握できるようにする。
- ② 学年・学級経営の充実を図り、日頃から生徒の変化や行動を見逃さず、情報の収集に努める。また、「見守りシート」を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 毎週水曜日の14:50から「いじめ対策委員会」を実施する。メンバーは、管理職と生活指導主任を中心とする全教職員・スクールカウンセラーで共通理解を行い、いじめの未然防止、経過観察、重大事態の認定等を行う。
- ④ 人権教育の充実を図る。被害者生徒を心身ともに守り、加害者生徒には、人格の成長を教育的配慮の下指導に当たる。当該生徒の保護者をはじめ、スクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）、八王子市教育委員会、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察とも必要に応じて連携し、当該生徒の抱える問題の解決を図る。
- ⑤ 道徳教育の充実を図り、多様な協働体験等を通して、望ましい人間関係づくりの基礎を養う。
- ⑥ 情報モラルに関する教育活動を行い、SNS、ブログ、メールなどを適正に使用する力を養う。
- ⑦ 教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間を通して、自分の意見を他者に伝える活動を実施し、コミュニケーション能力を高める教育活動を行う。
- ⑦ カウンセラーと学校が連携し、カウンセリング機能の充実、生徒一人ひとりに応じた指導を心がける。
- ⑧ 生徒会によるいじめ防止活動の充実を図る。
- ⑨ 地域で役割を果たす体験、人や社会に貢献する体験など、様々な体験活動を通して自尊感情を育む。

3 早期発見に向けて

- ① 日常的に生徒との会話を大切にする。
- ② 学級日誌、連絡ノート（忘れないぞう）等を活用して生徒理解を深める。
- ③ スクールカウンセラー、学校サポーターと連携を図り、木の教室（心の教室）活用の啓発を行うとともに有効活用を図る。
- ④ 生徒の変化を見逃さないように、保護者との連携を図る。

4 発生時～解消にむけて

- ① いじめられている生徒の立場に立ち、正確に事実関係を把握する。
- ② いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめている生徒に対しては、行為がいじめであり、許されないことである行為であることを十分理解させ、反省・謝罪をさせ、二度と繰り返さないように指導する。
- ④ 保護者と連絡を取り合う。状況によっては面談等を実施し方針や状況を伝える。
- ⑤ 行為の内容によっては、早期に関係諸機関に相談して協力を求める。
- ⑥ 学級、学校全体への指導を通して、生徒がいじめについて考え、解決に向けた取り組みについて考えさせる。

5 発見したら、学年主任・生活指導主任・副校長・校長に即連絡。対応策を考え即実行。

いじめ対策委員会

開催日時	毎週水曜日 14時50分～
メンバー	校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・学年主任・他全教職員・スクールカウンセラー
内 容	いじめと思われる状況把握を全教職員で行い「いじめの認定」及び指導終結、解消にあたる。 <u>重大事態やそれに準じた事態が起こり、解決に時間がかかった場合</u> SSW（スクールソーシャルワーカー）、八王子市教育委員会、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察とも必要に応じて連携

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

いじめ防止対策推進法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)

第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。